

大阪法務局から地図作成事業についてのお知らせ

地図作成事業の実施

大阪法務局では、令和8年度から令和9年度にかけて、**交野市星田一丁目、四丁目及び五丁目（下図参照）**において、不動産登記法第14条第1項に定める正確な地図を新たに作成することとなりました。
つきましては、地図作成事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

正確な地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている地図は、明治時代の中頃に作成されたものが多く、地図と現地で、土地の形状が一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が不正確なものもあることから、不動産取引や登記申請を行う際に支障が生じることがあります。また、公共事業の円滑な実施や大規模災害が発生した場合の迅速な復興を阻害する要因にもなります。

そこで、法務局では、このような問題を解決するため、一筆ごとの土地の筆界（境界）を調査・確認した上で、測量を行い、正確な地図を計画的に作成しています。

地図作成のメリット

正確な地図を作成することで、次のようなメリットが期待できます。

- ★ 土地の筆界（境界）が確定するため、筆界（境界）に関する紛争を未然に防止することができ、子や孫の世代にも**安心**して引き継ぐことができます。また、**安全**な土地取引を行うことができます。
- ★ 土地の筆界（境界）は、測量に基づく数値によって管理されるため、境界標が失われてしまっても、筆界（境界）を**復元**することができます。このため、大規模な災害が発生した場合でも、**迅速に復旧・復興作業を開始**することができます。
- ★ **国が費用を負担**して、正確な地図を作成するとともに、職権で、地目や面積の変更・更正登記を行います。また、全ての土地について、地積測量図も作成します。

地図作成事業の経費

地図の作成は、**国の予算により実施**されるため、所有者の皆様の金銭的なご負担はありません。ただし、質問会や現地における立会いにお越しいただくための交通費等は除きます。

また、ご確認いただいた筆界（境界）に、コンクリート杭等の埋設を希望される場合は、設置費用をご負担いただく必要があります。

地図作成事業実施地区

地図作成事業地域図（赤枠内）



事業主体等

- 事業主体（発注者）
大阪法務局
- 作業実施者
大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

お問い合わせ・連絡先

〒576-0034
大阪府交野市天野が原町2丁目29-4
（天野が原マンション101）
大阪法務局地図作成現地事務所
TEL・FAX 072-892-8550

地図が完成するまでの流れ

1 準備作業：令和8年10月～令和9年3月頃

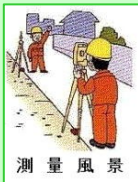
- ・ 事業実施地区内の土地を所有されている皆様に対する個別質問会を開催します。
- ・ 筆界に係る関係資料を収集・精査します。
- ・ 関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。

2 基準点測量：令和8年10月～令和9年2月頃

地図を作成するための基礎となる作業です。
事業実施地区内及びその周辺に設置されている国家基準点等の点検を行うとともに、地区内の道路上に新たな基準点（金属鋲）を設置します。

3 事前測量：令和8年12月～令和9年3月頃

現地における現在の状況を把握するため、測量を行います。原則として、所有者の皆様の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。



4 一筆地調査（現地立会い）：令和9年4月～8月頃

各土地の筆界（境界）を確認するため、現地において、土地の所有者やその代理人の皆様に立会いを行っていただきます。そして、筆界（境界）を確認いただいた後、ご署名をいただきます。

立会いの日時は、法務局で指定の上、立会日の2週間前までに、土地の所有者の皆様へ郵送でご連絡いたします。ご都合が合わない場合は、個別に調整させていただきます。



5 境界標設置：令和9年5月～10月頃

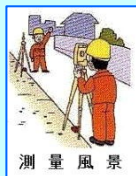
確認が完了した筆界点（境界点）に、境界標として、原則、法務局で用意したアルミ製プレートを設置します。

なお、アルミ製プレートに代えて、コンクリート杭などの永続性のある境界標の設置を希望される場合は、実費をご負担いただく必要がありますので、立会いの際に、作業担当者に申し出てください。



6 一筆地測量：令和9年5月～10月頃

筆界（境界）の確認が完了した土地について、確認結果に基づき、測量を行います。原則として、所有者の方の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力をお願いいたします。



7 図面作成：令和9年9月～11月頃

一筆地測量作業における測量結果に基づき、一筆ごとの土地の面積を算出するとともに、土地の位置や形状を明確にした地図を作成します。
また、一筆ごとの地積測量図も作成します。

9 登記処理：令和10年3月頃

新たに作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けるとともに、面積や地目に関して、変更・修正がある土地については、本事業の結果に基づき、職権で登記を行います。

登記処理の完了をもって、全ての作業が完了します。

8 図面の送付・縦覧：令和9年12月頃

調査・測量の結果に基づいて作成した図面等を、土地所有者の皆様へ郵送します。

また、会場を設置し、作成した地図を確認していただくための機会を設けます。

